

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について 新旧対象条文

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成四年七月三十一日 四貿局第二百八十三号）日

（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第25条第1項第一号又は同法第48条第1項の規定に基づく大量破壊兵器関連貨物・技術規制及び大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制の的確な実施を確保するため、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、別記1に掲げる取引又は貨物の輸出に該当する場合は、許可申請をする前に、別記1の1から7までのいずれか（5を除く。）に該当する取引又は輸出にあつては別記2の1の調査事項について十分に調査し当該技術又は貨物が大量破壊兵器の開発又は製造を助長する懸念がないとの判断の上、別記1の8に該当する取引又は輸出にあつては別記2の2の事項に該当する場合に、それぞれ別記3に従った書類及び別記4に従った誓約書等を当該許可申請の添付書類として提出して下さい。</p> <p>なお、本件は平成14年7月15日から実施します。</p> <p>別記1</p> <p>1 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であつて、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の（注2）に定める「る地域」を仕向地又は提供地とするもの</p> <p>2 （略）</p> <p>3 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であつて、</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第25条第1項第一号又は同法第48条第1項の規定に基づく大量破壊兵器関連貨物・技術規制及び大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制の的確な実施を確保するため、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であつて、別記1に掲げる取引又は貨物の輸出に該当する場合は、許可申請をする前に、別記1の1から7までのいずれか（5を除く。）に該当する取引又は輸出にあつては別記2の1の調査事項について十分に調査し当該技術又は貨物が大量破壊兵器の開発又は製造を助長する懸念がないとの判断の上、別記1の8に該当する取引又は輸出にあつては別記2の2の事項に該当する場合に、それぞれ別記3に従った書類及び別記4に従った誓約書等を当該許可申請の添付書類として提出して下さい。</p> <p>なお、本件は平成14年7月15日から実施します。</p> <p>別記1</p> <p>1 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であつて、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の（注2）に定める「る地域」を仕向地又は提供地とするもの（<u>別記1の6又は7に該当するものを除く。</u>）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であつて、</p>

運用通達別表第1の別紙の(注6)に定める「へ地域」を仕向地又は提供地とするもの

4 輸出令別表第1の3の項(2)7若しくは9若しくは4の項(4)、(13)、(15)2若しくは4、(16)若しくは(24)に該当する貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、輸出令別表第1又は外為令別表の2の項に該当するものであって、アイスランドを仕向地又は提供地とするもの

5 削除

6～8(略)

別記2～別記6(略)

運用通達別表第1の別紙の(注6)に定める「へ地域」を仕向地又は提供地とするもの(別記1の6又は7に該当するものを除く。)

4 輸出令別表第1の3の項(2)7若しくは9若しくは4の項(4)、(13)、(15)2若しくは4、(16)若しくは(24)に該当する貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、輸出令別表第1又は外為令別表の2の項に該当するものであって、アイスランドを仕向地又は提供地とするもの(別記1の6又は7に該当するものを除く。)

5 削除

6～8(略)

別記2～別記6(略)